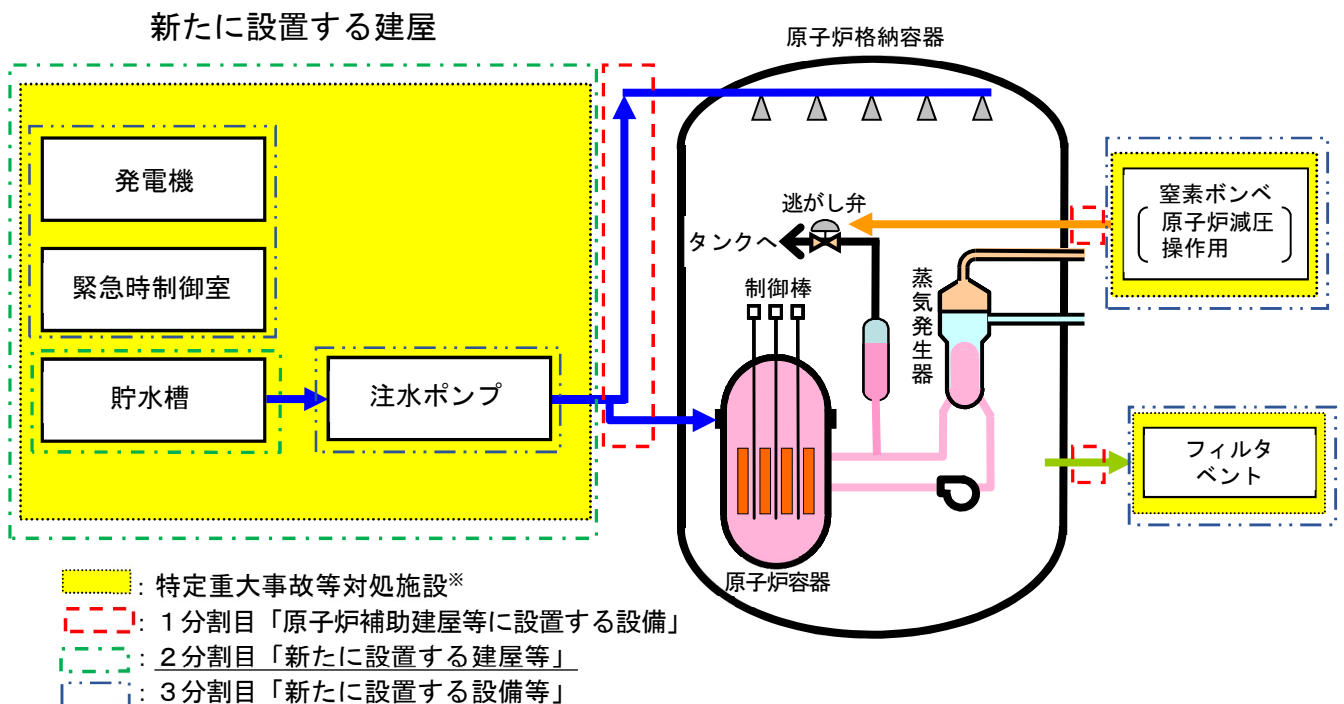


玄海原子力発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設の 新たに設置する建屋等に係る工事計画認可申請の概要

1. 工事計画認可申請書の記載内容

今回申請する内容は、貯水槽などの大型機器等並びにそれらを設置する新たな建屋に関するものである。



特定重大事故等対処施設の概要図

※ 特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、2013年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの